

販売会社：東海東京証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

**この商品は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	おおきな、まごころ 3 三大疾病・介護・認知症コース （通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型））
組成会社（引受保険会社）	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	【目的】 - この終身保険を利用し、死亡した場合の、遺族への保障を準備いただけます。 - 所定の積立利率で資金を運用し、三大疾病、介護または認知症に対する保障を準備することができます。 【機能】 - 契約通貨を、米ドル、豪ドル、円より選択いただけます。 - 積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれについて設定され、契約日に適用される積立利率で、積立利率適用期間運用します。 - 被保険者が所定の三大疾病または介護・認知症に該当された場合、その支払事由に応じて三大疾病保険金または認知症介護保険金をお支払いします。 - 被保険者が死亡した場合には、死亡保険金をお支払いします。ご契約後、死亡保険金が契約通貨建てで大きくなります。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	- この商品は、まとまった資金で、長期にわたり死亡した場合の遺族への保障を準備しながら、将来の三大疾病、介護、認知症への保障を準備したいお客さまを念頭に組成しています。 そのため、次のお客さまを想定しています。（主に 40 歳代～70 歳代） ➤ おおむね 10 年以上の長期または終身の保有期間を確保できるお客さま ➤ 商品のしくみ、金利と債券評価額の関係、為替の変動（契約通貨が外貨の場合）についてご理解いただけるお客さま ➤ 保険に加入しても、生活資金等への備えとして十分な収入や財産があるお客さま - 為替リスク（契約通貨が外貨の場合）や金利変動リスクがあるため、投資経験があるお客さま、またはそれらに伴う元本割れを理解・許容できるお客さまを想定しています。（長期の保有を想定して組成している商品のため、途中で解約する場合には、契約日から解約日までの期間が短いと元本割れする可能性が高まることなどがあるため十分ご留意ください。また、解約により保障も失われます。）
パッケージ化の有無	- この商品は、「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 - 他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 - 詳細は、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から起算して、8日以内であれば書面または電磁的記録によるお申出により可能です。

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、損失が生じるリスクがあります)

損失が生じるリスクの内容	【為替リスク】（契約通貨が外貨の場合） 一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。 • 保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回る場合があります。 • 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分の負担が生じます。																																					
	【金利変動リスク】 解約払戻金は、運用資産（債券など）の市場価格の変動による影響を受けます。 • 債券は、金利が上昇すると価格が下落します。解約払戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場調整を導入しています。																																					
	【解約時の元本割れリスク】 解約払戻金は、契約通貨建てでも一時払保険料を下回る場合があります。																																					
〔参考〕 為替レートの騰落率	【米ドル】 最大値 30.43% 最小値▲15.96% 平均値 2.53% 【豪ドル】 最大値 27.64% 最小値▲18.30% 平均値 0.94% ※ 2015 年 12 月～2025 年 11 月までの 10 年間の各月末における 1 年間の騰落率																																					
〔参考〕 実質的な利回り	市場調整終了日における解約払戻金額（契約通貨建て）を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。実質的な利回り＜積立利率となります。 （例）契約年齢：60 歳／特則保障割合：10% <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">契約通貨</th><th colspan="2">男性</th><th colspan="2">女性</th></tr><tr><th>積立利率</th><th>実質的な利回り （年複利）</th><th>積立利率</th><th>実質的な利回り （年複利）</th></tr><tr><td rowspan="2">米ドル</td><td>主契約部分</td><td>4.82%</td><td rowspan="2">2.60%</td><td>4.82%</td><td rowspan="2">3.12%</td></tr><tr><td>特則部分</td><td>4.03%</td><td>4.03%</td></tr><tr><td rowspan="2">豪ドル</td><td>主契約部分</td><td>4.48%</td><td rowspan="2">2.45%</td><td>4.48%</td><td rowspan="2">2.93%</td></tr><tr><td>特則部分</td><td>3.83%</td><td>3.83%</td></tr><tr><td rowspan="2">円</td><td>主契約部分</td><td>2.36%</td><td rowspan="2">1.35%</td><td>2.36%</td><td rowspan="2">1.61%</td></tr><tr><td>特則部分</td><td>1.71%</td><td>1.71%</td></tr></table>	契約通貨		男性		女性		積立利率	実質的な利回り （年複利）	積立利率	実質的な利回り （年複利）	米ドル	主契約部分	4.82%	2.60%	4.82%	3.12%	特則部分	4.03%	4.03%	豪ドル	主契約部分	4.48%	2.45%	4.48%	2.93%	特則部分	3.83%	3.83%	円	主契約部分	2.36%	1.35%	2.36%	1.61%	特則部分	1.71%	1.71%
	契約通貨			男性		女性																																
積立利率			実質的な利回り （年複利）	積立利率	実質的な利回り （年複利）																																	
米ドル	主契約部分	4.82%	2.60%	4.82%	3.12%																																	
	特則部分	4.03%		4.03%																																		
豪ドル	主契約部分	4.48%	2.45%	4.48%	2.93%																																	
	特則部分	3.83%		3.83%																																		
円	主契約部分	2.36%	1.35%	2.36%	1.61%																																	
	特則部分	1.71%		1.71%																																		
	※ 上記利回りは、一定の条件に基づいた参考値のため、実際に適用される利回りは、個別の保険設計書等をご確認ください。 ※ 積立利率適用期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。 ※ 実質的な利回りは、経過期間にわたり三大疾病保険金または認知症介護保険金のお支払いがなかったと仮定して算出しています。																																					
〔参考〕 解約払戻金推移(率)	個別の保険設計書をご確認ください。																																					

※ 損失が生じるリスクの内容の詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」の「最後に、ご確認ください」「この保険のリスクについて」「解約払戻金について」等に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替相場の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑨ 実質的利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用	・積立利率は、主契約部分と特則部分それぞれに設定され、契約年齢および契約通貨等に応じて、指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費＜＊＞を差引いています。 <table><tr><th>契約通貨</th><th>保険関係費率</th></tr><tr><td>米ドル</td><td rowspan="2">最大 0.76%</td></tr><tr><td>豪ドル</td></tr><tr><td>円</td><td>最大 0.59%</td></tr></table>	契約通貨	保険関係費率	米ドル	最大 0.76%	豪ドル	円	最大 0.59%				
契約通貨	保険関係費率											
米ドル	最大 0.76%											
豪ドル												
円	最大 0.59%											
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	＜＊＞ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。 ・積立金から死亡保険金と特則保険金（三大疾病保険金または認知症介護保険金）を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。なお、特則保険金の支払い後は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。											
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。											
解約をした場合の費用 (解約控除など)	解約控除率 4.0%～0.2% 契約日から 10 年未満に解約する場合、その経過年数に応じて控除する費用です。 ※ 市場金利の変動があった場合、解約控除とは別に、解約払戻金額が減少することがあります。（中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金額が減少することがあります。）											
通貨の換算に関する費用	一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替手数料とその適用日は、次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>費用</th><th>適用日＜＊＞</th></tr><tr><td>保険料を円で入金する場合（円入金特約）</td><td>T T M + 50 銭</td><td rowspan="2">三井住友海上プライマリー生命が保険料を受領した日 （指定の口座への着金日）</td></tr><tr><td>保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合（外貨入金特約）</td><td>(契約通貨の T T M + 25 銭) ÷ (払込通貨の T T M - 25 銭)</td></tr><tr><td>保険金等を円で受取る場合（円支払特約）</td><td>T T M - 50 銭</td><td>三井住友海上プライマリー生命が保険金等の請求を受付けた日</td></tr></table> ＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。		費用	適用日＜＊＞	保険料を円で入金する場合（円入金特約）	T T M + 50 銭	三井住友海上プライマリー生命が保険料を受領した日 （指定の口座への着金日）	保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合（外貨入金特約）	(契約通貨の T T M + 25 銭) ÷ (払込通貨の T T M - 25 銭)	保険金等を円で受取る場合（円支払特約）	T T M - 50 銭	三井住友海上プライマリー生命が保険金等の請求を受付けた日
	費用	適用日＜＊＞										
保険料を円で入金する場合（円入金特約）	T T M + 50 銭	三井住友海上プライマリー生命が保険料を受領した日 （指定の口座への着金日）										
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合（外貨入金特約）	(契約通貨の T T M + 25 銭) ÷ (払込通貨の T T M - 25 銭)											
保険金等を円で受取る場合（円支払特約）	T T M - 50 銭	三井住友海上プライマリー生命が保険金等の請求を受付けた日										

特約を付加した場合の費用	- 遺族年金支払特約、年金移行特約（定額保険用）を付加した場合、年金管理費として、年金額に対して 1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。 - 年金移行特約（定額保険用）を付加して年金へ移行する場合、その特約の付加日に解約に係る費用を控除します。 - 社会貢献特約を付加した場合、特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の 1%（最大 10 万円）を控除します。 - 特約の付加により通貨を換算する場合の費用は、上記「通貨の換算に関する費用」をご確認ください。
--------------	---

※ 上記以外に生ずる費用を含めて詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「諸費用に関する事項の概要について」に記載しています。

（質問例） ⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- 解約はいつでも可能です。
- 解約する場合、解約控除や市場金利の変動の影響により、解約払戻金は、契約通貨建てでも一時払保険料を下回る場合があります。
- 契約通貨が外貨で解約払戻金を円で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回る場合があります。

※ 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「最後に、ご確認ください」「解約払戻金について」に記載しています。

（質問例） ⑫ 私がこの商品（契約通貨が外貨の場合）を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替相場の変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、この商品の組成会社である三井住友海上プライマリー生命から、生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価とし、以下の手数料を頂きます。

販売手数料（初年度）	: 一時払保険料に対して、3.50%～1.50%
継続手数料（2 年目以降 9 年間）	: 一時払保険料に対して、年率 0.35%

【組成会社との間の人的関係や資本的関係】

当社は、この商品の組成会社（三井住友海上プライマリー生命）との間で出向等の人的関係および資本的関係がありません。

【販売会社における業績評価】

当社の販売員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されることはありません。

当社は、保険業法の比較推奨販売ルールを遵守した募集を行っております。生命保険の同種の商品の中から当商品を推奨する場合には、推奨する理由をお客さまに説明しております。

※ 手数料の内容の詳細は、「商品概要書」に記載しています。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。

（URL）https://www.tokaitokyo.co.jp/policy/adverse_interest.html



(質問例) ⑬ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要 (NISA、iDeCo の対象が否かもご確認ください)

- 一時払保険料 : 一般の生命保険料控除の対象となります。
- 死亡保険金 : 契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
- 三大疾病保険金および認知症介護保険金 : 被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。
- 解約払戻金 : 解約時の差益に対して、所得税 (一時所得 < * >) + 住民税が課税されます。

< * > 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があり、それを超える部分は、その 2 分の 1 が他の所得と合算されて総合課税されます。

※ NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※ 詳細は、「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の「税金のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報 (契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください)

- 三井住友海上プライマリー生命が作成した「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」

https://www.ms-primary.com/products/ohkina_magokoro3/pdf/brochure_sandaishippe.pdf

